

## 軽米町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で、軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と生活排水を合わせて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上で、放流水1リットルにつきBOD20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、国の定める基準（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」）に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅等 居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

### (補助金の交付)

第3 町長は、町内のうち公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業対象区域を除く区域において、専用住宅等に浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者。
- (2) 販売の目的で浄化槽付専用住宅等を建築する者
- (3) 専用住宅等を借りている者で、家主その他の関係者の承諾が得られない者。

### (補助金の額)

第4 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に係る額とし、別表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第 5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出受理通知書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の見取図及び配置図
- (3) 設置に係る工事見積書の写し
- (4) 工場生産浄化槽認定シート
- (5) 機能保証登録証
- (6) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会登録証
- (7) 浄化槽 C 票
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 6 町長は、第 5 の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第 3 号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請等）

第 7 第 6 の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 8 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 5 号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事施工状況写真及び施工チェックリスト
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽法法定検査依頼書の写し

(5) 工事費請求書又は領収書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 9 町長は、第 8 の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 補助対象者は、第 9 の規定による補助金の交付額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 11 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、第 11 条の規定に基づき補助金の交付を取り消したときは、当該取り消し部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずることができる。

## 附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、制定後の軽米町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 軽米町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 9 年輕米町告示第 4 号）は、廃止する（平成 16 年 3 月 31 日限り、廃止する）。

別表（第4関係）

人 槽 区 分	補 助 金 の 額
5 人槽	414,000 円
6～7 人槽	474,000 円
8～10 人槽	660,000 円